

大阪広域環境施設組合監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月27日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 辻 義隆

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和4年7月19日

対象：令和2年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
1	<p>風水害対策のマニュアル整備及び研修等について改善を求めるもの</p> <p>風水害については、突発的に発生する地震と異なり、ある程度事前に被災規模が予測できることから、的確な対策によって被災の予防や軽減が可能となり、風水害下でも施設の安定稼働を確保することができる。</p> <p>このため、風水害への対応について、各施設の立地状況や設備等の現況に応じ、必要な態勢を整え</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none">風水害対応については総務課、施設管理課及び各工場間でマニュアル作成のひな型に係る調整を進め、令和3年1月中にひな型を確定させた。以降、各工場においてそれぞれ自工場版のマニュアルの作成を進め、また、総務課及び施設管理課においてもひな型を参考に、ルシアス庁舎用や北港事務所用のマニュアルの作成に取り組んだ。その結果、6工場、北港事務	措置済	令和3年 3月30日

<p>ておく仕組みを確立するとともに、被災に備えた研修や訓練が実施されていることが非常に重要である。</p>	<p>所、ロシアス庁舎を単位とした計8本の風水害対応マニュアルが完成し、令和3年3月30日に事務局長までの供覧を完了した。</p>		
<p>しかしながら、今回、環境施設組合における風水害対策状況について調査したところ、以下の実態が見受けられた。</p>	<p>2</p>	<p>措置済</p>	<p>令和4年</p>
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年に環境施設組合の施設が台風により被災し、事業運営に支障を来したにもかかわらず、調査時点では風水害対策が組織的に取りまとめられていない状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記1のとおり8単位の風水害対応マニュアルが令和3年3月中に完成したことを受け、令和3年度当初の災害対策研修の対象に各風水害対応マニュアルを新たに加えることとし、令和3年6月25日までを期間とした研修を実施した。 		<p>3月30日</p>
<ul style="list-style-type: none"> なお、調査時点では、関係課や工場間で「風水害対応マニュアル」の作成作業を進めており、各工場ではこの作業に並行して、風水害における要対応箇所のリスト化などに取り組んでいたものの、対策の基本となるマニュアルが定まっていないことから、風水害に備えた研修や訓練にも至っていない状況であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月以降、台風接近等があった場合、近畿地方への影響が軽微な台風についても総務課から各部署に適宜連絡を行うほか、緊急時の連絡網の整備などの取組みを進めた。 		
<p>よって、以下のとおり勧告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年中の対応経過や各種訓練等の結果を各マニュアルの記載内容に照らして検証し、各工場等の意見聴取を経て、令和4年3月15日に総務課及び施設管理課において「風水害対応マニュアル（ひな型）」を改定、それをもとに各工場の風水害対応マニュアルを改定し、令和4年3月30日に事務局長までの供覧 		
<p>[改善勧告]</p>	<p>1 総務課、施設管理課及び各工場は、風水害への対策に猶予はないことを強く認識し、業務分</p>		

	<p>担に応じた風水害対応マニュアルをそれぞれ早急に作成し、各工場においては作成に当たって自工場の立地条件や設備の特性等に留意すること。</p> <p>2 作成した各マニュアルについて、風水害の発生時期の前に必要な研修や訓練を行うとともに、台風接近等があった場合は、各マニュアルの実効性や関係部署の対応等について検証し、必要に応じて見直すこと。</p>	<p>を完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、それに先立ち、令和4年3月8日に上位規程の災害対策実施要領及び業務継続計画の改定も行った。 		
3 (3)	<p>行政財産の目的外使用許可及び土地の転貸借契約に係る取扱いについて改善を求めるもの</p> <p>不動産管理業務については、平成27年度の定期監査に基づく改善勧告を受け、同年度中に「行政財産の目的外使用許可及び土地の転貸借契約に係る事務処理マニュアル（以下「使用許可等マニュアル」という。）が作成され、以降は使用許可等マニュアルに沿って土地及び建物に係る貸付事務等が処理されている。</p> <p>また、地方自治法に基づく目的外使用許可に伴う使用料は節「使用料」で収入すべきであるが、使用許可によらない収入は節「使用</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可等マニュアルの再点検を実施し、不正確な箇所や文言等を改め、令和3年3月1日付けで各所属を通じて全職員への周知を行った。また、貸付状況一覧を添付することにより、今後は年度ごとに内容の点検・見直しを行うこととした。 ・令和3年度においても、使用許可等マニュアルの改訂を行ったが、令和3年12月27日付けで速やかに各所属を通じて全職員への周知を行った。 ・なお、今後も使用許可等マニュアルの内容の点検・見直しを実施し、見直した場合は全職員への周知を行っていく。 	措置済	令和3年 12月27日

料」で収入すべきではない。	2	措置済	令和3年 4月26日
<p>しかしながら、不動産の管理事務について調査したところ、以下の実態が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可等マニュアルの作成以降、今回の定期監査において調査するまで一度も内容の点検等が行われた形跡がなく、各種別表等には、現時点では不要なものが掲載されており、また、現行制度に照らして不正確な箇所や文言等の不備が見受けられた。 ・土地の貸付（転貸）に伴う貸付料（以下「土地転貸料」という。）を、建物の目的外使用許可に伴う使用料と同様に「使用料」として収入していた。 ・土地転貸料の算定に当たっては、土地が環境施設組合の財産には当たらないことから、大阪広域環境施設組合財産条例の規定が直接に適用されるものではないが、同条例の規定をそのまま適用している。 <p>よって、以下のとおり勧告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地転貸料の収入科目については、現在の「使用料」から正当科目である「雑入」に変更することとした。 ・令和2年度の土地転貸料については、既に収入済みであったため、科目更正を実施して、正当科目である「雑入」による収入に改めることとした。令和3年3月11日付で関係部署あて科目更正の処理を指示して、各部署において処理を実施し、令和3年4月26日をもって処理が完了した。 ・令和3年度予算については、今回の指摘を受けて、土地転貸料の収入科目を、正当科目である「雑入」に変更して編成作業を実施した。同年度予算の執行にあたっては、令和3年4月1日以降、予算どおり正当科目による収入を実施している。 	措置済	令和4年 7月1日
<p>[改善勧告]</p> <p>1 経理課は、使用許可等マニユ</p>	3		
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の転貸について、法的な取扱いを確認したところ、民法594条第2項に「借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせるこ 		

	<p>アルを総点検し、内容を適正化すること。また、見直した使用許可等マニュアルについて、各規定の趣旨を踏まえた全職員への周知を行うこと。</p> <p>2 経理課は、土地転貸料の収入科目について、適正な取扱いを行うこと。</p> <p>3 経理課は、土地転貸料の算定根拠について、管理建物に係る使用料との法的性格の差異を踏まえた上で、適正に構成すること。</p>	<p>とができない。」とある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当組合の設立時に大阪市と「市有財産使用貸借契約書」を締結して、第6条で土地の転貸について定めているが、転貸料についての定めはない。 ・大阪市の行政財産目的外使用料の算定基準に準じて算出することで双方合意はしていたものの、明文化されていないため、改めて大阪市の令和4年6月30日付けで文書照会を行った。 ・その結果、大阪市の行政財産目的外使用料の算定基準に準じて算出していることに異議はない旨の文書回答を令和4年7月1日付けで得た。 		
--	---	--	--	--

(2) 通知を受けた日：令和4年7月19日

対象：令和3年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2(3)	<p>各工場の運転制御システムにおける情報セキュリティの確保について改善を求めるもの</p> <p>環境施設組合の設置・運営するごみ焼却工場（破碎設備をむ。）においては、工場設備の状況を一元的に把握し、制御装置を通じて状況に応じた指令が行える運転制</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工場が実施する保守契約の仕様書等に情報セキュリティの確保に関する統一的な条項を盛り込むために、情報セキュリティ特記仕様書を作成し、令和4年度契約分より運用した。 	措置済	令和4年 4月1日

<p>御システム (Distributed Control System。以下「DCS」という。)を整備し、運用している。</p> <p>DCSは、工場運転制御用に特化した設備管理用のシステムであり、庁内情報ネットワークに接続しておらず、かつインターネット等の外部通信ネットワークにも接続しない運用方針のもとで運用していることから、組合の運用する情報システムの情報セキュリティに関する基準である情報管理規程の適用外として取り扱われている。</p> <p>一方で、DCSの正常な運用に支障を来す事態が発生した場合、市民の生活インフラである工場の運営にも多大な影響が生じ、市民の日常生活にもその影響が及びかねないため、DCSについても、運用実態に応じた情報セキュリティの確保を図ることが必要である。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、各工場におけるDCSの運用状況について確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCSの運用に際しては、保守点検及び緊急対応に係る業務委託契約(以下「保守契 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者の作業員等による外部記憶媒体の接続等を記録する仕組みを情報セキュリティ特記仕様書の条項に盛り込み、情報セキュリティの確保が確認できるように是正した。 	<p>措置済</p>	<p>令和4年 2月24日</p>
---	---	------------	-----------------------

約」という。)がメーカー等との間で工場ごとに締結されているが、情報管理規程の対象となるシステムに係る契約と異なり、契約書や仕様書において情報セキュリティ関係の条項が設けられていなかった。

- ・DCSに対しては、保守契約の受注者の作業員等が来場して作業を行う中でUSBメモリ等の外部記憶媒体を接続することもあるが、その接続記録等が整備されていなかった。

[指摘事項]

- 1 施設管理課は、各工場のDCSに係る保守契約において、管理規程等を参考に、情報セキュリティの確保に関する規定を统一的に盛り込むよう取り計らい、各工場は現に盛り込むこと。
- 2 各工場は、DCSに対する外部記憶媒体の接続等を記録する仕組みを整えること。